

高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関し基本的な事項でこの要綱に定めのないものは、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）の規定を準用する。
- 3 規則中「知事」とあるのは「公営企業局長」と、「県」とあるのは「公営企業局」とそれぞれ読み替えるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、再生可能エネルギーとは、一度消費しても比較的短期間に再生され、長期間にわたって枯渇しない太陽光や風力、水力、バイオマス等のことをいう。

(補助目的)

- 第3条 本県の自然条件等の地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用を促進し、産業振興と地域の活性化を図るとともに、地球温暖化対策に寄与するため、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために実施する次に掲げるものとする。
- (1) 再生可能エネルギー事業化促進事業
再生可能エネルギーを利活用した具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり（ビジネスモデルの検討等）及び各種の設計業務など事業化に至るまでの間で実施が必要な事業。
- (2) 再生可能エネルギー利活用促進普及事業
再生可能エネルギーの利活用を促進するための地域の「核」となる人材づくりや協議会等の組織づくり及び再生可能エネルギーを利活用した事業実施に向けた協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業に対する支援事業。
- 2 事業計画が複数年に及ぶものについても対象事業とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助対象から除く。

(事業実施主体)

- 第5条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。
- (1) 市町村等
- (2) NPO等（次に掲げる要件にすべて該当する団体に限る。）
- ア 県内で不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、又は民間の非営利の任意団体であること。
- イ 任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- ウ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体でないこと。又は、特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、指示し、若しくは反対することを目的とした団体ではないこと。

(補助対象者)

- 第6条 補助対象者は、当該事業を行う市町村等（以下「補助事業者」という。）又は市町村等の補助

を受けて当該事業を行うNPO等（以下「間接補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費等）

第7条 補助事業の補助対象経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。ただし、別表第5欄の補助率2分の1以内で算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助事業者又は間接補助事業者がこの補助事業で国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する補助金等（以下「国等の補助金等」という。）を受ける場合は、この補助事業の補助金額と国等の補助金等の額との合計額は、補助を受けようとする国等の補助金等の補助対象事業費の3分の2を限度とする。

なお、国等の補助金等の額との合計額を計算するにあたっては、間接補助事業者が事業実施主体である場合には補助事業者が間接補助事業者に交付する補助金の額が、この補助事業の補助金額を超える金額となっている場合は、補助事業者の補助金の額からこの補助事業の補助金額を超える金額は除くものとする。

（補助事業の採択等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第1号様式による事業実施計画書を公営企業局長に提出しなければならない。

2 公営企業局長は、前項の事業実施計画書が提出されたときは、別紙の審査評価基準により別に定める高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業計画審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業審査委員の意見を踏まえて補助事業の採択等を決定するものとする。

3 公営企業局長は、前項の規定による補助事業の採択等を決定したときは、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び重要な変更）

第9条 前条第3項の規定により採択の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を公営企業局長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、別記第3号様式による事業計画の変更申請書を公営企業局長に提出して、その承認を受けなければならない。

（1）事業実施主体の変更

（2）実施事業の新設、中止又は廃止

（3）補助金の交付決定額に対しての増額又は30パーセントを超える補助金の減

（4）別表2に掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の30パーセントを超える配分の変更

（5）事業内容の重要な部分に関する変更

3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第118号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率に乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助の条件）

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を公営企業局長に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、公営企業局長が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、公営企業局長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (6) 公営企業局長は、前号に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を公営企業局に納付すべきことを命ずることができること。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認しなければならないこと。

(補助金の交付の決定等)

第11条 公営企業局長は、第9条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、間接補助事業者が別表3に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 公営企業局長は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等若しくはこれらに基づく公営企業局長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 第9条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第9条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに公営企業局長に報告するとともに、公営企業局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 公営企業局長は、前条第1項の報告書の提出があつた場合は、必要な検査を行い、その報告に

係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

ただし、確定した補助金の額が既に通知済みの交付決定額と同額である場合は、補助金額の確定通知は行わないものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条による補助金額確定後、別記第7号様式による請求に基づき支払うものとする。ただし、必要があると認められるときには、補助金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いの請求をしようとするときは、別記第8号様式による請求書を公営企業局長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第16条 公営企業局長は、必要であると認めたときは、補助事業者及び関係機関に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助事業の成果のフォローアップ)

第17条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から概ね3か年の間、事業成果等について、フォローアップを行うものとし、公営企業局長は、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、公営企業局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月27日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条、第 12 条、第 13 条第 2 項から第 3 項、第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表1(第7条関係)

1 事業実施主体	2 区 分	3 補助対象経費	4 補助金 交付先	5 補助率等
市町村等	第4条(1)の事業	(1) 市町村等が補助対象事業に 要する経費	市町村等	2分の1 以内
	第4条(2)の事業			定額 1,000千円 以内
NPO 等	第4条(1)の事業	(2) 市町村等が補助する場合に おける間接補助対象事業に 要する経費	市町村等	2分の1 以内
	第4条(2)の事業			定額 1,000千円 以内

別表2(第9条関係)

経 費 区 分
1 委託料
2 備品購入費
3 事務費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費(食糧費を除く) (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 研修等参加費
4 その他公営企業局長が必要と認めたもの

別表 3（第 11 条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

審 査 評 価 基 準

審 査 項 目	評 価 の 視 点
1 事業目的	①地域資源を最大限活用し、地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める取組である。 ②地域等の現状、課題を反映したものになっている。 ③社会のニーズ等から実施が必要である。
2 事業内容	①事業内容と事業目的達成との関係が明確である。 ②地域等の特性や現状を踏まえた内容になっている。 ③他地域でも参考になる内容になっている。 ④内容に創意・工夫がある。
3 他施策との連携等	①県の産業振興計画の実施と一体になっているものである。 ②他の補助事業等または次年度以降の事業計画との関係から、本年度に実施する必要がある。 ③補助金等の財源や法改正等の実施条件から、本年度の実施が最適である。 ④他施策（市町村、県、国等のもの）との連携関係が明確である。
4 事業のスケジュール、実施方法等	①事業のスケジュール及びプロセスごとの実施方法も明確かつ妥当なものである。 ②事業内容は次年度以降の計画等から見て合理的なものである。 ③実施のための環境整備や関係者の合意形成に取り組んでいる。
5 事業効果等	①地域の産業振興を支援するものである。 ②地域の活性化や連携等に効果がある。 ③地域を越えて県全域に影響・効果が期待できる。 ④事業効果を何らかの方法により事業実施前と実施後で客観的に比較することができる。 ⑤次年度以降の事業計画等を定めるための判断材料や基礎資料として活用されるなど、一過性に終わらない継続した取組に繋がる効果が期待できる。

別記
第 1 号様式

第 年 月 日 号

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名
(生年月日:)

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業実施計画書

高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業を実施したいので、同補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり実施計画協議書を提出します。

記

1 実施計画の内容

- (1) 実施計画協議書 (別紙 1 - 1 のとおり)
- (2) 事業計画説明書 (別紙 1 - 2 のとおり)

2 添付書類

- (1) 事業計画の概要が把握できる図面、見積書、パンフレット等
- (2) 他の事業計画と連携して実施するものについては、他の事業計画との役割分担等を示す資料 (フローチャート等)
- (3) 当該補助事業に係る補助事業者の補助金交付要綱 (事業実施主体が N P O 等の場合)
- (4) 事業の実施主体の概要が把握できる資料 (事業実施主体が N P O 等の場合)
(団体の規約、役員及び構成メンバーの所属、氏名、活動内容等)

令和 ○○年度 高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業＜実施計画協議書＞

1 市町村等名	(※一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会が補助事業者である場合は、組織名、所在地、代表者名（これから組織する場合には予定）を記載してください)				
2 補助対象事業名	(※交付要綱第4条の（1）又は（2）の事業名を記載してください)				
3 本事業と関連する地域の現状及び課題等					
4 事業目的					
5 事業内容					
6 事業の実施期間					
7 事業の実施主体等	(※実施主体がNPO等の場合は、実施の理由も記載してください)				
8 本年度に実施する必要性の説明					
9 他の補助事業との連携					
10 市町村、県及び国の施策との連携					
11 予算議決時期	令和 年 月議会提出（予定）				
12 国等の補助事業を受ける場合の金額	円（予定） (注：下表との関係についても説明を記載してください)				
本年度総事業費 (A) + (B)	補助対象経費 (A)	補助対象経費内訳			補助対象外経費 (B)
		企業局補助金	市町村費	その他	
円	円	円	円	円	円
担当部署 担当者職 氏名					
電話番号・FAX番号 メールアドレス					

令和 〇〇年度 高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業＜計画説明書＞

1 事業のスケジュール及び関係者との協議状況	・ 1 年目（令和〇〇年度）
	・ 2 年目（令和〇〇年度）
	・ 3 年目以降
2 本事業と関連する次年度以降の事業計画やスケジュール等	
3 事業の効果	
4 その他特記事項	

第2号様式

第 年 月 日 号

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名
(生年月日:)

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日付け 高企電第 号により採択が決定された高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金 (千円) の交付を受けたいので、同交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の実施計画（間接補助事業の場合は、その実施計画）

単位:円

補助対象事業名	総事業費 (A)+(B)	補助対象経費 (A)	補助対象経費内訳			補助対象 外経費 (B)
			企業局 補助金	市町村費	その他	
(※同じ事業名 が複数ある場合 には計画番号別 に記載)						
計						

- 3 事業実施計画書・・・別紙2－1及び別紙2－2
- 4 収支予算書・・・別紙2－3
- 5 事業設計書（又は総事業費及び補助対象経費の経費内訳（別表（第9条関係）の区分による）が分かるもの）
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画の概要が把握できる図面、見積書、パンフレット等
 - (2) 市町村の補助金交付に際する条件等を記載した補助金交付に関する規則又は要綱（間接補助事業の場合のみ）
 - (3) 事業実施主体が市町村以外の場合は、団体の概要が把握できる資料（団体の規約、役員及び構成メンバーの所属、氏名、活動内容等）※(1)～(3)は事業実施計画書の提出時に提出したものと内容に変更がない場合は、「事業実施計画協議時に提出済み」と省略することができます。

令和 ○○年度 高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業＜実施計画書＞

1 市町村等名	(※一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会が補助事業者である場合は、組織名、所在地、代表者名（これから組織する場合には予定）を記載してください)				
2 補助対象事業名	(※交付要綱第4条の（１）又は（２）の事業名を記載してください)				
3 本事業と関連する地域の現状及び課題等					
4 事業目的					
5 事業内容					
6 事業の実施期間					
7 事業の実施主体等	(※実施主体がNPO等の場合は、実施の理由も記載してください)				
8 本年度に実施する必要性の説明					
9 他の補助事業との連携					
10 市町村、県及び国の施策との連携					
11 予算議決時期	令和 年 月議会提出（予定）				
12 国等の補助事業を受ける場合の金額	円（予定） (注：下表との関係についても説明を記載してください)				
本年度総事業費 (A) + (B)	補助対象経費 (A)	補助対象経費内訳			補助対象外経費 (B)
		企業局補助金	市町村費	その他	
円	円	円	円	円	円
担当部署 担当者職 氏名					
電話番号・FAX番号 メールアドレス					

令和 〇〇年度 高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業＜計画説明書＞

1 事業のスケジュール及び関係者との協議状況	・ 1 年目（令和〇〇年度）
	・ 2 年目（令和〇〇年度）
	・ 3 年目以降
2 本事業と関連する次年度以降の事業計画やスケジュール等	
3 事業の効果	
4 その他特記事項	

収 支 予 算 書
 (変 更 収 支 予 算 書)
 [収 支 精 算 書]

(1) 収入の部

科 目	予 算 額 (変 更 予 算 額) [精 算 額]	(当 初 予 算 額) [本 年 度 予 算 額]	(差 引 増 減 額) [差 引 増 減 額]	摘 要
①企業局補助金				
②市町村費				
③その他				
計				

(2) 支出の部

科 目	予 算 額 (変 更 予 算 額) [精 算 額]	(当 初 予 算 額) [本 年 度 予 算 額]	(差 引 増 減 額) [差 引 増 減 額]	摘 要
委託料 補助金 (注)				
計				

(注) 各科目は、適宜記入してください。

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県公営企業局指令 高企電第 号により補助金の交付の決定通知のありました高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金について、事業計画を下記のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
- 3 変更の内容

単位:円

補助対象 事業名	(※交付申請に合わせて計画番号についても記載)					
	総事業費 (A)+(B)	補助対象経費 (A)	補助対象経費内訳			補 助 対 象 外経費 (B)
			企業局 補助金	市町村費	その他	
変更後						
変更前						

- 4 添付書類（変更内容により下記のうちから必要な書類を添付してください。）
 - (1) 変更実施計画協議書
 - (2) 変更事業計画説明書
 - (3) 変更収支予算書
 - (4) 変更設計書等変更内容が分かるもの

(注) 中止（廃止）申請の場合は、項目等を適宜変更して提出してください。

第4号様式

第 号
年 月 日

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け高知県公営企業局指令 高企電第 号により補助金の交付の決定通知のありました高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金について、同補助金交付要綱第10条第1号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県公営企業局指令 高企電第 号により補助金の交付の決定通知のありましたこの事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業実績

単位:円

補助対象事業名	総事業費 (A)+(B)	補助対象経費 (A)	補助対象経費内訳			補助対象 外経費 (B)
			企業局 補助金	市町村費	その他	
(※交付申請に 合わせて計画番 号についても記 載)						
計						

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支精算書 (交付申請時の別紙2-3を使用)
- (2) 補助対象経費の支出明細書 (別表2 (第9条関係) の区分による)
- (3) 契約書 (写)
- (4) 完成検査調書 (写)
- (5) 事業の成果又は成果報告書

第 年 月 日

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名

令和 年度消費税控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県公営企業局指令 高企電第 号により補助金の交付の決定通知のありました令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金について、同交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付高企電第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額 (3－2)	金	円

(注) 1 事業実施主体別の内容資料その他参考となる資料を添付してください。

第 号
年 月 日

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 高企電第 号により補助金額の確定通知（または「補助金の交付の決定通知」）のありました高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金の交付について、同交付要綱第15条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金の既交付額 | 円 |
| 3 | 交付請求額 | 円 |

高知県公営企業局長 様

住 所
氏 名

令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県公営企業局指令 高企電第 号により補助金の交付の決定通知のありました令和 年度高知県公営企業局再生可能エネルギー利活用事業費補助金を同交付要綱第 15 条第 2 項の規定により概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求事由

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回交付額	円

3 添付資料

概算払いが必要であると認める資料（第 4 号様式に準じて作成してください。）